

1. 件名：「泊発電所3号機の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する現地調査について」

2. 日時：令和元年11月15日（金）8時45分～16時30分

3. 場所：北海道電力株式会社泊発電所敷地内及びコア倉庫

4. 調査者

原子力規制委員会

石渡委員

原子力規制庁

地震・津波審査部門

大浅田安全規制管理官、内藤安全規制調整官、稲垣泊原子力規制事務所長、熊谷管理官補佐、田上上席安全審査官、佐口主任安全審査官、谷主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、南雲係員

地震・津波研究部門

内田主任技術研究調査官、宮脇技術研究調査官

総務課広報室

関広報推進官、中嶋専門職

5. 対応者

北海道電力株式会社

魚住取締役 常務執行役員、舟根取締役 常務執行役員、楨執行役員、

藪執行役員 他10名

一般財団法人電力中央研究所 担当者1名

6. 要旨

平成25年7月8日に申請のあった泊発電所3号炉の設置変更許可申請のうち、地盤（敷地の地質・地質構造）について、F-1断層の活動性評価の根拠

となる地質調査の状況を現地で直接確認を行うことを目的として、F-1 断層の活動性評価に関する追加調査箇所である開削調査箇所（南側）、開削調査箇所（北側）及びその他の露頭、並びにボーリングコアの観察等について、現地調査を実施した。

石渡委員及び原子力規制庁は、現地調査の結果、以下の点について確認した。

- ・小断層が F-1 断層に関連して形成されたものとする北海道電力株式会社（以下「北海道電力」という。）の見解は、新しい2つの露頭の観察によって、見解通りであることを確認した。
- ・小断層が、北露頭と南露頭の各1箇所（計2箇所）において、明瞭な侵食面によって削剥されていることについては、北海道電力の見解通りであることを確認した。ただし、この2箇所はかなり地層の分布標高が異なっており、侵食面の直上の地層の年代を確定させる必要がある。

また、現地調査結果に基づき、石渡委員及び原子力規制庁は、北海道電力の現状の説明では、上載地層の年代が12～13万年前よりも古いことが立証できていないことから北海道電力に対して以下の内容等についてデータの整理を求めた。

- ・追加調査における各地層の認定について、開削調査箇所（南側）において上載地層と認定している斜面堆積物と当該開削箇所と連続するはぎとり露頭において確認される斜面堆積物との性状の比較を行うこと等により、12～13万年以前に堆積したとすること（上載地層として用いること）。
- ・露頭スケッチ等の観察結果が示されていない範囲も含めた F-1 断層及び小断層の分布や変位・変形の影響範囲。
- ・各地層の堆積時期と断層の最終活動時期の関係について、各調査箇所において観察された各地層の性状、堆積順序及び各調査箇所間の地層対比を行ったうえで、断層の変位・変形が上載地層へ達する標高に各調査地点間で差異があることについての考察。

これらに対して、北海道電力から了解した旨の回答があった。

また、原子力規制庁からデータの整理に必要な期間を確認したところ、北海

道電力からは概ね2、3か月の期間が必要であると考えますが、作業に必要な時間等を検討した上で、改めて説明時期を伝えたい旨の回答があった。

7. 提出資料

- ・ 泊発電所3号炉の新規制基準適合性審査に係る現地調査資料